

第Ⅳ部 高齢者保健福祉計画



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、2020年（令和2年）の国勢調査では高齢化率は28.8%となっています。

また、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることが見込まれます。

全国で見れば、65歳以上人口は2040年（令和22年）を超えるまで、75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向が続きます。

そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年（令和17年）まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。

こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、令和3年3月に策定した「君津市高齢者保健福祉計画」において、人生100年時代に対応し、年齢を重ねてもその有する能力を社会で発揮し、可能な限りその人らしく自立し、医療、介護等の支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を送ることができる環境づくりを目指してきました。

このたび計画期間が満了したことから、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間とする新たな「君津市高齢者保健福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、昨今の市民の複雑化・複合化したニーズに対応する本市の包括的な支援体制の構築にあたり、本市において確保すべき高齢者福祉事業の量の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

なお、本計画は、老人福祉法第20条の8第7項の規定に基づき、第10期介護保険事業計画（令和9年度から令和11年度まで）の策定時に見直すことがあります。

第 2 章



高齢者福祉の現状と課題

1 生きがいづくり・健康づくり・介護予防の推進

- 様々な生きがいづくりの講座や活動の場において、感染症対策も引き続き講じながら、利用促進を図っていくことが必要です。
- 高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識と経験を活かしながら、生きがいをもって生活ができるよう、ボランティアなども含めた社会参加を促進するための施策を推進することが必要です。
- 就労の場で活躍する意欲のある高齢者に対して、引き続き高齢者の就労に関する情報提供や就労の機会とのマッチングなどを支援していくことが必要です。
- 高齢者の生活習慣病は予防することで健康寿命の延伸につながるため、「フレイル予防講座」などの事業を通じた適切な食事や運動など、何らかの健康を維持するための取り組みを行っている高齢者を増やしていくことが必要です。
- 健康づくりの必要性を理解する機会として、健診や人間ドックを受診するよう、必要性の啓発や受診しやすい環境づくりを引き続き進めていくことが必要です。

2 地域で安心して暮らせる支援体制

- 住み替えを希望している方については、身体機能の低下と経済的負担が住み替える大きな要因と考えられます。住宅確保が困難な単身高齢者が賃貸住宅に安心して住居を確保できるよう住宅セーフティネットの充実が重要です。
- 高齢者を狙った架空請求等の被害の未然防止に役立つ講座の開催や、情報提供、啓発等が必要です。
- 超高齢社会では、地域の支え合いと介護保険制度の安定的な運営が両輪となって機能し、高齢者の質の高い生活を確保していくことが必要です。
- 地域の見守り活動等とともに、ボランティア、特定非営利活動法人（NPO）や社会福祉法人等と共に支え合う地域づくりを進めていく必要があります。
- 地域のニーズと移送サービス事業の可能性の検証を踏まえた外出支援の整備が求められます。
- 今後、人口の高齢化が進む中で、高齢者等、身体機能の低下した場合でも公共施設の利用、日常的な活動や社会参加活動が特に支障なく行えるよう、さらに環境整備の充実を図ることが必要です。
- 成年後見制度やその手続きについて知る機会がない人もおり、成年後見制度の利用促進を図るため、内容に加え必要な時に制度を認知し、利用できるよう、相談先の周知などを進める必要があります。

- 成年後見制度の利用を希望する市民が身近な地域で相談でき、権利擁護が必要な人を早期に発見・支援の充実が必要です。
- 高齢者の増加が予想される中、特にひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯の多様化する生活支援ニーズに対応するためには、サービスの創出に向けた効果的な実施手法によって、生活支援・介護予防サービスの充実をより一層図っていくことが必要です。
- 認知症に関する相談窓口の周知は十分とは言えず、現在の生活を継続していくにあたって不安を感じる介護等として「認知症状への対応」が挙がっています。認知症の人が住み慣れた地域で生活するため、認知症に関する相談窓口の周知や早期発見のためのしくみなど、当事者や家族が不安の解消に向けた施策の充実が必要です。
- 医療面での介護に不安を抱えている介護者もいます。医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、多職種協働による医療・介護の一体的提供体制を構築する必要があります。また、在宅医療に関する相談支援についても一体的に行っていく必要があります。
- 地域包括支援センターは、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、困窮分野などの専門分野と連携し、解決に向けた相談支援等を行う必要があります。

3 介護が必要な方を支える介護基盤の整備推進と人材の確保

- 介護サービスの充実に当たっては、日常生活圏域ごとに地域ニーズを的確に把握し、その課題等を踏まえながら、事業の計画的な整備に取り組むことが必要です。
- 自宅を離れても住み慣れた地域で暮らせるよう、引き続き日常生活圏域ごとのニーズに応じた地域密着型のサービスの整備が必要です。
- 人材確保については、現在、介護分野に従事している職員のスキルアップを促進するとともに、未経験者の参入促進についても取り組む必要があります。
- 介護分野における負担軽減、業務効率化に向けロボットや情報通信技術（ICT）等を活用した取組への支援が必要です。



基本目標と施策体系

1 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げ、施策の推進を図ります。

(1) いきいきと健康に暮らせるまち

国は、令和22年までに健康寿命を3年以上延伸することを目標に掲げており、そのためには介護予防のさらなる推進が必要です。

自身の健康づくりや介護予防に関心を持つ人が増える一方で、自らの健康や介護予防に関心の薄い人、健康づくりや介護予防に取り組む機会に恵まれない人との健康格差が広がっています。

身近な場所で、仲間とともに取り組める健康づくりやフレイル予防・介護予防の機会を増やすとともに、社会参加や生きがいづくりの場の充実を促進します。

(2) 地域で安心して暮らせる地域共生社会の推進

地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が求められている中、高齢者を取り巻く問題が複雑化し、既存の縦割りのシステムでは対応しきれない問題が生じています。

制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を推進していきます。

(3) 介護サービス提供体制の整備と人材確保

高齢化の進展により、孤立する高齢者や認知症高齢者が増加する中で、高齢者の生活の支えとして不可欠である介護保険制度の持続可能な運営が重要となります。

介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、必要なサービスを適切に提供するための、適切な介護サービスの体制の整備や介護給付の適正化、介護人材の確保に努めます。

2 施策体系

[基本理念]

誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち

[基本目標]

1 いきいきと健康に暮らせるまち

- [施策の方向性]
- (1) 生きがいづくりと元気な暮らしの支援
 - (2) 高齢者のフレイル予防・介護予防の推進

2 地域で安心して暮らせる地域共生社会の推進

- (1) 住まいの環境整備
- (2) 高齢者を地域で支える体制づくりの推進
- (3) 外出環境等の向上
- (4) 高齢者の権利擁護
- (5) 生活支援サービスの充実
- (6) 認知症施策の総合的な推進
- (7) 在宅医療・介護連携の推進
- (8) 地域包括支援センターの機能強化

3 介護サービス提供体制の整備と人材確保

- (1) 介護サービスの整備推進
- (2) 介護人材の確保及び資質向上
- (3) 介護現場の生産性向上のための取組



第4章 施策の方向性

基本目標1 いきいきと健康に暮らせるまち

(1) 生きがいづくりと元気な暮らしの支援

令和4年度に実施した実態調査（アンケート）では、「生きがいあり」と答えた65歳以上の方は約半数（55.4%）となっており、4割近く（37.8%）の人は「思いつかない」と答えています。

生きがいの有無は、幸福度に大きく影響しており、人生100年時代において、いつまでも仕事や趣味を持つこと、そして社会参加は、心身の健康の維持とともに、フレイル（虚弱）状態及び要介護・要支援のリスクを回避するためにも大変重要です。

高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識と経験を活かしながら、生きがいをもって生活ができるよう、就労やボランティアなども含めた社会参加を促進するための施策を推進します。

【事業の展開】

① 高齢者の就労、社会参加の促進	
シニアクラブの活動に補助金による助成を行い、高齢者の社会参加の促進や、生きがいを持った生活の支援を図ります。	
君津市シルバー人材センターの活動に補助金を交付することで、高齢者の就業機会の増大を図ります。	
また、君津版ハローワーク「きみジョブ」との連携を図り、高齢者の就労の場の確保や、社会参加を促進します。	
主な取組や事業	担当課
● シニアクラブや君津市シルバー人材センターへの助成	高齢者支援課

(2) 高齢者のフレイル予防・介護予防の推進

実態調査（アンケート）では、65歳以上の方の7割以上（74.9%）が自分の健康状態について肯定的（とてもよい・まあよい）で、「軽い運動・体操もしくは定期的な運動・スポーツをしているか」について、週1回以上の方は5割以上（54.8%）となっています。

健康寿命の延伸のために、筋肉量の維持とサルコペニア（筋肉減少症）予防、低栄養防止や口腔ケアによる健康維持支援に努めるなど、自分の健康を実感し、活動的に過ごす高齢者を増やすための取組を進めていきます。

また、生活習慣病の重症化からフレイルに至る方も多いため、健康づくりの必要性を理解する機会として、健診や人間ドックを受診するよう、必要性の啓発や受診しやすい環境づくりを引き続き進めます。

【事業の展開】

① 介護予防の推進	
<p>地域包括支援センターの総合相談支援事業等と連携して収集した情報を活用し、看護師や社会福祉士が自宅に訪問することで、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする人を把握し、きみつ健康体操等の介護予防活動への参加につなげます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 介護予防把握事業	高齢者支援課
● 介護予防普及啓発事業	高齢者支援課
● 地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者支援課

② フレイル予防の推進	
<p>フレイルに至る要因には、サルコペニア（筋肉減少症）や人との交流機会の減少が関係しますので、高齢者向けの屋外「うんどう教室」や地域の集会場で行っている「きみつ健康体操」の周知を行うなど、心身の健康につながる運動習慣の定着を図ります。</p> <p>また、生活習慣病の重症化からも要介護になりやすいため、健診結果から生活習慣の見直しや食生活・口腔ケア等のフレイル予防の正しい知識を得るための講座を行い普及活動に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 屋外運動習慣化事業	高齢者支援課
● 介護予防・地域支え合い事業	高齢者支援課
● 一般介護予防事業	高齢者支援課
● 保健事業・介護予防一体的実施事業	高齢者支援課

基本目標2 安心して暮らせる地域共生社会の推進

(1) 住まいの環境整備

住み替えを希望している方については、身体機能の低下と経済的負担が住み替える大きな要因と考えられます。

人生100年時代を迎える現代において、高齢期の長期化を支える住まい・環境や多様な世帯が地域でいきいきと暮らせる住まい・環境の整備が求められています。

しかし、一方で地域ごとに状況や課題等が大きく異なるため、それぞれの課題に応じた取組を進めていくことが必要です。

そのため、住宅セーフティネットの構築や多様な住まいの確保、介護保険サービスを活用した環境の整備に努めます。

【事業の展開】

① 高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保	
<p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者の状況並びに民間賃貸住宅市場の動向に関する状況を共有するとともに、各関係機関の連携を図るため、君津市住宅セーフティネット事業庁内検討委員会を設置し、住宅セーフティネットの構築を図ります。</p> <p>要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービスの充実を図るほか、要介護・要支援者に対する住宅改修費の支給により自宅で暮らし続けるためのバリアフリー化を促進します。</p> <p>また、ひとり暮らしや高齢者世帯の増加を見据えて、千葉県と連携し、住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備など、高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 君津市住宅セーフティネット事業庁内検討委員会	建築課 厚生課 高齢者支援課 障がい福祉課 こども政策課
● 老人ホーム入所措置事業	高齢者支援課
● 要介護・要支援者に対する住宅改修費の支給	介護保険課
● 多様な住まいの確保(住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など)	介護保険課 建築課

(2) 高齢者を地域で支える体制づくりの推進

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加により、日常生活上の支援等のニーズが高まるなか、地域の支え合いと介護保険制度の安定的な運営が両輪となって機能し、高齢者の質の高い生活を確保していくことや、地域の見守り活動等とともに、ボランティア、特定非営利活動法人（NPO）や社会福祉法人等と共に支え合う地域づくりを進めていく必要があります。

また、実態調査（アンケート）では、日常的に受けたいと思う支援について、「災害時の手助け」と答えた65歳以上の方が約2割（18.4%）となっており、「急病になった時の看病」が1割以上（14.4%）となっています。

地域資源の発掘・収集したものの集約や住民主体型サービスの支援と普及、重層的な支援体制の構築、災害に備えた情報伝達体制・避難支援体制の整備といった地域で支えあう体制の整備を推進していきます。

【事業の展開】

① 生活支援体制整備事業	
<p>本市では、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置しています。</p> <p>生活支援コーディネーターは、日常生活圏域（市内10地区）で活動する第2層と、その第2層の後方支援や市内全域で活動を行う第1層からなり、地域資源の発掘・収集を行い、その情報を地域包括支援センターへ提供するとともに、地域ケア会議に参加して介護保険外サービスの情報を提供するなど、主に要支援者に必要な自立に資するサービスの情報の提供等に努めています。</p> <p>また、生活支援コーディネーターから提供された地域資源については、地域包括支援センターで地域住民やケアマネジャー等に提供できるようにします。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 地域資源の発掘・収集と地域包括支援センターとの連携	高齢者支援課

② 介護予防・生活支援サービス事業	
<p>本市では、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスとして、NPOやボランティア等の住民が主体となって活動する「住民主体型サービスの訪問型サービスと通所型サービス」を支援し、地域包括支援センターを窓口として活動の普及に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 住民主体型サービス	高齢者支援課

③ 災害に備えた情報伝達体制・避難支援体制の整備	
<p>「君津市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、災害時の避難にあたって支援が必要となる高齢者や障害者等の実態等を把握し、災害発生時に地域で連携して支援する体制づくりに取り組んでいます。</p> <p>今後も本制度の周知に努めるとともに、民生委員や自治会、介護サービス事業者等と協力しながら、災害に備えた情報伝達体制や避難支援体制の整備に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 災害に備えた情報伝達体制・避難支援体制の整備	厚生課

④ 重層的な支援体制の構築	
<p>重層的支援体制整備事業は、高齢、障害、子ども、生活困窮の分野を超えた多様な専門職と地域住民などとの協働による包括的な相談支援体制及び課題解決体制を構築することが目的です。</p> <p>重層的支援体制整備事業の目指す地域における包括的支援体制の構築は、高齢期の地域包括ケアシステムをすべての世代に普遍化したものと言えます。</p> <p>地域住民が様々な分野の活動に参加する機会を確保して、制度の狭間や社会的孤立・排除という課題に対しても、分野を超えた関係機関と地域の関係者が話し合い、共通の目的を持ちながら課題を解決し、地域で支えあう体制の整備を推進します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 重層的な支援体制の構築	厚生課

(3) 外出環境等の向上

高齢者の免許返納が増えている中で、移動支援のニーズはさらに高くなってくと予想されます。

これらのニーズに対応するため、庁内関係課とも連携して、高齢者の外出しやすい環境づくりに努めていきます。

また、移動が困難な方に対し、民間事業者と連携して、買い物支援などによる日常生活上の利便性の向上について検討します。

【事業の展開】

① 外出しやすい環境づくり	
高齢者に対して、通院や買物等の必要な外出の支援と社会参加の促進を図るために、公共交通機関による外出を支援します。 また、地域の特性に応じたニーズの把握にも努めてまいります。	
主な取組や事業	担当課
● 高齢者を対象とした移動支援事業の実施	高齢者支援課



(4) 高齢者の権利擁護

高齢化に伴い、加齢や認知症の進行によって自己の財産管理等における判断能力が不十分となる高齢者の数は、今後も増加することが見込まれます。

このため、高齢者の権利擁護のための各種支援事業を市民に周知し、適切な支援につなげていきます。

【事業の展開】

① 成年後見制度利用促進支援	
<p>「成年後見制度利用支援事業」の充実を図り、市長申立ての実施や成年後見人等の報酬助成を継続し、高齢者の権利擁護に努めます。</p> <p>また、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とする「君津市成年後見制度利用促進計画」に基づき、君津市社会福祉協議会等と連携し、権利擁護支援が必要な方が、適切に成年後見制度を利用できる体制を整備し、意思決定支援を得て「誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち」の実現を目指します。</p>	
主な取組や事業	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 君津市成年後見制度利用促進計画に基づく取組 ● 市長申立て、成年後見人等報酬助成の実施 	高齢者支援課
② 高齢者虐待の防止	
<p>「高齢者虐待対応連携マニュアル」に基づき、高齢者支援課が窓口となり、各地域包括支援センター、関係諸課、警察等と緊密な連携を取りながら、虐待の早期発見・早期対応、再発防止等に取り組めます。</p> <p>また、家族介護者の相談支援を行うほか、介護事業者と連携して、施設等での虐待防止に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者虐待の早期発見・対応の取組、連携体制の整備 	高齢者支援課
③ 消費者被害対策の推進	
<p>高齢化の進行に伴い、特殊詐欺や悪質商法による高齢者の被害を未然に防止するため、周知啓発活動や成年後見制度の活用などによる権利擁護に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関との連携による消費者被害に関する周知啓発 	高齢者支援課

(5) 生活支援サービスの充実

実態調査（アンケート）では、現在、利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて、6割近くの方が「利用していない」と答えています。

また、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が約3割（29.6%）となっています。

高齢者の増加が見込まれる中、特にひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯の多様化する生活支援ニーズに対応するためには、サービスの創出に向けた効果的な実施手法によって、生活支援・介護予防サービスの充実をより一層図っていくことが必要です。

高齢者が自宅や地域で安心して日常生活を送ることができるよう、介護保険制度によらないサービスにより、福祉の増進を図ります。

そのため、各種助成・支給事業や高齢者を見守る取組、家族介護者を支援する取組を推進していきます。

なお、高齢化のさらなる進展を踏まえ、必要に応じて事業のあり方を検討していきます。

また、近年問題になっているヤングケアラーを含む家族介護支援についても、包括的な相談支援体制及び課題解決体制を構築していきます。

【事業の展開】

① 生活支援サービスの充実	
在宅の高齢者やその介護者の支援などについて、介護保険事業とは異なる生活支援を展開し、総合的な高齢者福祉の増進を図ります。	
主な取組や事業	担当課
● 在宅の高齢者やその介護者を支援する給付事業の推進	高齢者支援課
● ひとり暮らしの高齢者の安全と安心を守る事業の実施	高齢者支援課

② 高齢者を見守る取組の推進	
高齢者を見守りするための緊急通報システムを設置する事業や高齢者見守り支援ネットワーク事業を通じた高齢者を見守り支援を継続します。 また、見守りの支援として有効な支援を検討・実施していきます。	
主な取組や事業	担当課
● 高齢者を見守る取組の推進	高齢者支援課

③ 家族介護に対する支援の充実	
<p>「要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室」を各公民館と連携して開催します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 家族介護支援事業	高齢者支援課

④ ヤングケアラーを含む家族介護支援の対策	
<p>ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもの事を言います。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。</p> <p>高齢者の介護現場等でも問題になっており、対策が求められていますが、貧困や家庭環境等の複合的な問題が絡んでいることが多いことから、個別具体的な対応が求められています。</p> <p>そのため、本市では、重層的支援体制を整備して、ヤングケアラーを含む家族介護の課題に対して、包括的な相談支援体制及び課題解決体制を構築していきます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● ヤングケアラーを含む家族介護支援の対策	こども政策課



(6) 認知症施策の総合的な推進

実態調査（アンケート）では、認知症に関する相談窓口を知っているかについて、「いいえ」が7割を超えており、認知症に関する相談窓口の周知は十分とは言えない状況です。

また、現在の生活を継続していくにあたって不安を感じる介護等として「認知症状への対応」が挙げられています。

認知症の人が住み慣れた地域で生活するため、認知症に関する相談窓口である地域包括支援センターの周知や早期発見のためのしくみなど、当事者や家族の不安解消に向けた施策のより一層の充実が必要です。

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても早期発見・早期対応し、希望を持って地域で安心して暮らし続けられる体制を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症施策を推進していきます。

また、令和5年に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に向け、国・県が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて、認知症施策を推進していきます。

【事業の展開】

① 認知症予防に向けた取組の推進

認知症施策推進大綱における認知症の予防の基本的な考え方として、認知症の発症遅延や発症リスク低減（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、重症化予防、機能維持、行動・心理症状の予防・対応（三次予防）があり、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味であるとしています。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されています。

このため「基本目標1いきいきと健康に暮らせるまち」の「2高齢者のフレイル予防・介護予防の推進」や「基本目標2安心して暮らせる地域共生社会の推進」の「2高齢者を地域で支える体制づくり」を進めることで予防を推進します。

また、かかりつけ医、保健師、管理栄養士等の専門職による健康相談等の活動についても、認知症の発症遅延や発症リスク低減、早期発見・早期対応につながる可能性があり、保健事業と連携して推進するとともに、「認知症の早期診断、早期対応の支援体制」の構築も推進します。

自治体における認知症の予防に資すると考えられる活動事例集を参考に、認知症施策を検討します。

主な取組や事業	担当課
● 認知症予防に向けた取組の推進	高齢者支援課

② 認知症の早期診断、早期対応の支援体制	
<p>日常の暮らしの中で、本人や家族が認知症ではないかと不安を感じた時に、医学的診断をするものではありませんが、暮らしの中での目安として、認知症スクリーニングシステムでチェックをしていただくと、相談先が表示されます。</p> <p>活用を推進し、認知症の早期診断や早期対応へつなげていきます。</p> <p>複数の専門職から構成された認知症初期集中支援チームにおいて、医療や介護につながらない認知症の方やその家族に対し、初期の支援を集中的に行い、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなげるよう取り組みます。</p> <p>また、ガイドブックを活用した普及啓発を進めるとともに、認知症の人等とその家族の意見を反映したガイドブックの見直しを行います。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 認知症簡易チェックサイト(認知症スクリーニングシステム)の活用推進	高齢者支援課
● 認知症初期集中支援チームの運営	高齢者支援課
● 認知症ケアパスの普及	高齢者支援課

③ 認知症になっても地域で安心して暮らし続けられる体制の構築
<p>(認知症サポーターの養成とその活動)</p> <p>認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を進めるとともに、生活環境の中で認知症の人と関わる機会が多いことが想定される君津警察署や小売業等の従業員等向けの養成講座の開催の機会の拡大や、学校教育等における認知症の人などを含む高齢者への理解の推進に取り組みます。</p> <p>また、近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族の困りごとをできる範囲で手助けするチームオレンジの整備を推進しています。認知症施策推進大綱では、令和7年までに全市町村での整備が掲げられています。</p> <p>(家族介護支援事業)</p> <p>徘徊行動のある高齢者等の家族等に対し、位置探索システムの利用に要する費用を助成することにより、高齢者等が所在不明になった場合の早期発見による安全の確保を図るとともに、介護を行う家族等の精神的及び経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>また、QRコードが印刷されたラベルシールとICTサービスを用いて、自らの個人情報を開示せずに、対象となる方の安否情報等をインターネット上で共有し、認知症による徘徊症状により行方不明となった方の身元確認や家族への引き渡しを円滑に行います。</p> <p>(認知症に関する相談窓口の周知)</p> <p>認知症施策推進大綱では、地域包括支援センター及び認知症疾患医療センター周知の強化に取り組むとされています。</p> <p>認知症疾患医療センターは、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体</p>

合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的として、都道府県や政令指定都市が国の定める設置基準への適合等を審査の上、指定する病院に設置するもので、千葉県では 10 病院を指定しており、君津圏域を担当する病院は、袖ヶ浦さつき台病院となっています。

また、地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センターについては、世界アルツハイマーデー及び月間を通じて認知症の普及啓発を図るとともに、身近な相談窓口として地域住民への周知に取り組んでいきます。

主な取組や事業	担当課
● 認知症サポーターの養成とその活動	高齢者支援課
● 認知症高齢者見守り事業	高齢者支援課
● 家族介護支援事業	高齢者支援課
● 認知症に関する相談窓口の周知	高齢者支援課



(7) 在宅医療・介護連携の推進

本市では、全国と比べ高齢化率が高く、中でも特に慢性疾患による受療が多く、複数の疾病にかかりやすく、要介護の発生率が高いなどの特徴がある、75歳以上の高齢者の割合が高くなっています。

こうした特徴を複数抱えた高齢者であっても、できる限り住み慣れた地域で、いきいきと生活をするためには、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応及び看取りなどの様々な局面で、在宅医療と介護が連携して支えていく必要があります。

地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供することができるように、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進していきます。

また、「人生会議」の普及・啓発にも取り組みます。

【事業の展開】

① 地域医療・介護の資源の把握	
地域包括支援センターでは、地域医療や介護等の資源の把握に努めます。 また、地域包括支援センターに生活支援コーディネーター等から提供された地域資源等も含め、地域住民やケアマネジャー等関係機関に提供できるように管理します。	
主な取組や事業	担当課
● 地域医療・介護の資源の把握	高齢者支援課

② 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の推進	
<p>(医療・介護関係者の情報共有の支援)</p> <p>「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築・深化に向けて、医療と介護関係者がよりスムーズに連携できるよう、「君津圏域医療・介護多職種連携エチケット集」の活用を推進し、随時見直しや更新をしていきます。</p> <p>また、在宅医療と介護の連携を推進するため、ICT情報共有システム「バイタルリンク」の普及に取り組んでいきます。</p> <p>(在宅医療・介護連携に関する相談支援)</p> <p>「在宅医療・介護連携支援相談窓口」を各地域包括支援センターに設置し、医療・介護関係者からの在宅医療に関する相談を受け付け、連携・調整、情報提供等を行っています。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	高齢者支援課
● 医療・介護関係者の情報共有の支援	高齢者支援課
● 在宅医療・介護連携に関する相談支援	高齢者支援課
● 医療・介護関係者の研修	高齢者支援課
● 在宅医療・介護連携に関する関係機関の連携	高齢者支援課

③ 市民への普及啓発	
<p>住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域住民が在宅医療や介護について理解し、必要なサービスを適切に選択できるようになるための講演会等を継続して実施します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 市民への普及啓発	高齢者支援課

(8) 地域包括支援センターの機能強化

本市の地域包括支援センターは、市直営の1か所に加えて、第6期計画に基づき平成28年4月に2か所、第8期計画に基づき令和4年4月に1か所の外部委託型を開設し、体制の強化を図ってきました。

本計画期間では、地域の総合相談窓口として質の向上を図り、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築・深化に向けた中核的な役割を果たしていきます。

また、地域包括支援センターは、地域の多様なニーズに対応し、地域包括ケアシステムの中核機関として重要な役割を担っていることから、業務負担が増大しており、質の担保や体制整備等と合わせて、業務負担の軽減を図ることが課題となっています。

本市では生活支援コーディネーターとの連携により、地域包括支援センターが担う業務の一部の負担軽減が図れるように取り組んでいくとともに、全国の取組についても調査研究していきます。

【事業の展開】

① 地域包括支援センターの運営方針	
<p>高齢化が進展し、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加するなか、高齢者が、住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を続けられるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないようにする予防対策、そして個々の高齢者の心身の状況や生活の実態に応じて保健・福祉・医療をはじめとする様々なサービスを連携して提供する体制が必要になります。</p> <p>地域包括支援センターは、地域や保健・福祉・医療サービスを提供する関係機関との連携ネットワークを構築し、高齢者の健康保持と生活の安定のために必要な相談・援助を行うことにより、保健・医療の向上及び福祉の増進を総合的、包括的かつ継続的に支援する中核機関として設置するものです。</p> <p>社会構造の変化、認知症高齢者や一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加、地域とのつながりの希薄化などにより、年々対応すべきケースが増加し、複雑化してきていること、また法の改正に伴い地域包括支援センターの機能を強化していく必要があることから、身近な地域で市民の皆様の相談等に対応できるよう、市内を4区域に分け、そのうち3区域のセンターの業務を委託します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 地域包括支援センターの運営方針	高齢者支援課

② 地域包括支援センターの各事業・業務の方針

(介護予防ケアマネジメント業務)

要介護状態になることを予防するため、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業等の適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

(総合相談支援業務)

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が、地域の高齢者の様々な相談に応じ、地域の関係者のネットワークを通じて、適切なサービス利用や機関・制度へつなぎ、継続的に支援します。

また、支援を必要とする高齢者を見出し、早期に対応できるよう、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握に努めます。

(権利擁護業務)

基本目標2(4)高齢者の権利擁護に従い、認知症などにより判断能力の低下がみられ、権利擁護の観点から支援が必要である場合や、高齢者虐待が発生している場合など、地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な観点から必要な支援を行います。

(包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携など、地域において多職種相互の協働により連携し、個々の高齢者の状況に応じて、包括的かつ継続的に支援します。

(地域ケア会議の実施)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制を構築するため地域ケア会議を開催し、地域の関係機関、民生委員などの協力団体との連携を強化し、地域の情報や課題を把握するとともに、解決策を検討します。

また、個別の地域ケア会議では、見守り・支援困難事例の検討や自立支援型会議などを適宜行うことにより、関係者が様々なケースにどのように対応していくか確認します。さらには地域の課題を掘り下げ、地域における見守り支援等の取り組みなどについても検討します。

(地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化)

今後、地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、地域包括支援センターの機能強化は重要な課題です。

しかし、業務負担が過大となっているとの指摘があり、具体的に、負担が大きい業務として、総合相談支援業務や指定介護予防支援などが挙げられているが、地域包括支援センターによって異なっています。

地域包括支援センターが、その機能を適切に発揮していくためには、地域包括支援センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化を図っていく必要があります。市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業につ

いて評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされたため、国において、全国で統一して用いる評価指標が策定されたため、本市においては、これにより個々の地域包括支援センターの業務の実施状況を把握し、それを踏まえた地域包括支援センター運営協議会等での検討を通じて、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を推進していきます。

主な取組や事業	担当課
● 介護予防ケアマネジメント業務	高齢者支援課
● 総合相談支援業務	高齢者支援課
● 権利擁護業務	高齢者支援課
● 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	高齢者支援課
● 地域ケア会議の実施	高齢者支援課
● 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化	高齢者支援課

③ 重層的な支援体制の構築	
<p>地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センターは、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的な支援体制を整備する必要があります。</p> <p>重層的支援体制整備事業は、高齢、障害、子ども、生活困窮の分野を超えた多様な専門職と地域住民などとの協働による包括的な相談支援体制及び課題解決体制を構築することが目的です。</p> <p>重層的支援体制整備事業の目指す地域における包括的支援体制の構築は、高齢期の地域包括ケアシステムをすべての世代に普遍化したものと言えます。地域住民が様々な分野の活動に参加する機会を確保して、制度の狭間や社会的孤立・排除という課題に対しても、分野を超えた関係機関と地域の関係者が話し合い、共通の目的を持ちながら課題を解決し、地域で支えあう体制の整備を推進します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 重層的な支援体制の構築(再掲)	厚生課

基本目標3 介護サービス提供体制の整備と人材確保

(1) 介護サービスの整備推進

在宅介護実態調査（アンケート）では、主な介護者が不安に感じる介護等について、「認知症への対応」が25.9%と最も高く、「日中の排泄」、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」が続いています。

介護保険制度における「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」及び「居宅介護支援・介護予防支援」の各サービスの充実を図り、要介護・要支援認定者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくため、サービスの円滑な提供を推進します。

【事業の展開】

① 安心して生活し続けるための介護サービスの整備と質の確保	
<p>サービスが必要な人に供給されるよう、要介護認定の適正化やケアプランチェック機能の充実に取り組みます。</p> <p>また、今後、要介護認定者等の増加等による介護保険料の上昇も考えられるため、引き続き、介護給付の適正化に努めます。</p> <p>さらに、介護保険制度のより一層わかりやすい情報の周知に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 介護サービスの整備推進、質の確保	介護保険課

② 災害・感染症対策の推進	
<p>災害や感染症への対策を充実していくため、関係機関と連携した支援体制の整備を図るとともに、介護事業所などの職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることのできるよう、介護サービス事業者などへの集団指導などを通じ、職員への定期的な研修及び訓練の実施を働きかけ災害時においても適切な対応ができるよう支援していきます。</p> <p>また、令和元年度に発生した台風災害と、新型コロナウイルスを始めとする感染症の経験を基に、国の交付金を活用した災害対策や、県などと連携した感染症予防対策にも取り組んでいきます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 介護保険施設等における災害・感染症対策の推進	介護保険課

(2) 介護人材の確保及び資質向上

介護人材実態調査（アンケート）では、人材確保や職員定着のためにどんなことに取り組んでいるかについて、「労働時間の希望を聞く（シフトの調整）」が84.0%と最も高く、次いで「資格取得への支援」が70.0%、「労働環境の改善」が62.0%となっています。

介護人材は、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な存在であり、介護分野に従事している職員のスキルアップを促進するとともに、未経験者の参入促進についても取り組む必要があります。

「千葉県介護人材確保対策事業費補助金」などを活用した人材確保のための施策を検討・実施していきます。

【事業の展開】

① 介護人材参入促進（研修等の助成）	
<p>介護人材（外国人材を含む）の参入を促進するため、介護職員初任者研修を受講し、市内の介護サービス事業所、介護保険施設に従事した方に、研修の受講に要した費用の一部を助成します。</p> <p>また、介護の業務に関心を持ちながらも介護未経験の方に、介護を知る機会を提供するとともに、業務に携わる上での不安を払拭し、参入を促進するため、介護に関する基本的な知識や、業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる研修を実施するなど、人材確保の支援に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 介護職員初任者研修費用助成事業	介護保険課
● 介護に関する入門的研修の実施	介護保険課
② 介護人材定着支援	
<p>不足する介護人材（外国人材を含む）の確保にあたって、介護職員や介護支援専門員等の資格取得や更新に係る費用の補助などのキャリアアップ確立の支援を実施してまいります。</p> <p>また、働きやすい環境づくりなどの人材定着支援に向けた取組を進めてまいります。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 介護事業所内保育施設運営事業	介護保険課

(3) 介護現場の生産性向上のための取組

介護分野における負担軽減、業務効率化に向けロボットや情報通信技術（ICT）等を活用した取組への支援が必要です。

「千葉県介護人材確保対策事業費補助金」などを活用した介護現場の負担軽減、生産性や質の向上につながる取組を推進してまいります。

【事業の展開】

① 介護ロボット・ICTの活用促進	
介護従事者の身体的負担の軽減や介護現場の生産性向上、業務効率化の促進に向けて、介護ロボット・ICTの導入に資する情報を発信していくなど、千葉県と連携し、介護ロボット・センサー・ICTの活用の促進を図ります。	
主な取組や事業	担当課
● 介護ロボット・ICTの活用促進	介護保険課

② 働きやすい環境づくりの支援	
千葉県や地域の関係団体、関係機関と連携し、介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられる環境作りに資する取組を推進してまいります。	
また、災害時等での対応を含めた介護事業所間での連携体制を検討するなど、増加する介護事業所の負担軽減につながるような取組を推進します。	
主な取組や事業	担当課
● 文書負担軽減	介護保険課
● 介護現場におけるハラスメント防止対策	介護保険課

